

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業のイメージ(平成20年度予算概算要求)

【現 状】

- 子ども・子育て応援プランに基づき、平成21年度までに「子どもを守る地域ネットワーク」の全市町村への設置を推進中
⇒ 85.1%の市町村で設置(平成19年3月末見込み。虐待防止ネットワークを含む。)
- 調整機関への専門職員(コーディネーター)の配置促進が課題
⇒ 児童福祉司と同様の資格を有する者の配置は、11.4%(平成18年4月・市町村の相談支援担当職員の状況)



市町村が実施する地域ネットワークの機能強化のための取組を支援するため、下記の条件を満たす市町村に交付金を交付。

1. 調整機関に児童福祉司と同様の資格を有する者を配置すること。
2. 児童虐待の事例について、適時、個別ケース検討会議を開催するとともに、定期的に、実務者会議を開催し、個別ケースの進行管理等を行うこと。
3. 地域ネットワーク構成員を対象とした研修(講習)を実施すること。



コーディネーター(調整機関職員)の専門性強化

- 児童福祉司の資格取得や事例研修等の継続研修など



ネットワーク構成機関の機能強化

- ネットワーク構成員を対象とした研修・指導等の機会の提供など



*調整機関職員の資格取得の促進を図るため、都道府県等が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」「(児童虐待・DV対策等総合支援事業)」について、市町村職員も対象とする。